

○国土交通省告示第二百四十六号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十五条の七第四号の規定に基づき、標準媒介契約約款（平成二年建設省告示第百十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十八日

国土交通大臣 石井 啓一

（標準媒介契約約款の改正）

第一条 標準媒介契約約款（平成二年建設省告示第百十五号）を次のように改める。

- 一(1) 1中三を四とし、二の次に次のように加える。
 - 三 乙は、目的物件の売買又は交換の申込みがあつたときは、甲に対し、遅滞なく、その旨を報告しませぬ。
- 一(1) 1備考*2中「第34条の2第8項」を「第34条の2第9項」に改める。
- 一(2) 第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
- 三 目的物件の売買又は交換の申込みがあつたときは、甲に対して、遅滞なく、その旨を報告すること。

一 ②中第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(反社会的勢力の排除)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと。
- 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力でないこと。
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、専任媒介契約を締結するものでないこと。
- 四 専任媒介契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 専任媒介契約の有効期間内に、甲又は乙が次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、専任媒介契約を解除することができます。

- 一 前項第1号又は第2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - 二 前項第3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - 三 前項第4号の確約に反する行為をした場合
- 3 乙が前項の規定により専任媒介契約を解除したときは、甲に対して、約定報酬額に相当する金額（既に約定報酬の一部を受領している場合は、その額を除いた額とします。なお、この媒介に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除きます。）を違約金として請求することができます。
- 二(1) 1中三を四とし、二の次に次のように加える。
 - 三 乙は、目的物件の売買又は交換の申込みがあったときは、甲に対し、遅滞なく、その旨を報告します。
- す。
- 二(1) 1備考*2中「第34条の2第8項」を「第34条の2第9項」に改める。
 - 二(2) 第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
 - 三 目的物件の売買又は交換の申込みがあったときは、甲に対して、遅滞なく、その旨を報告すること。
- 二(2) 中第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと。
- 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力でないこと。
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、専属専任媒介契約を締結するものでないこと。
- 四 専属専任媒介契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 専属専任媒介契約の有効期間内に、甲又は乙が次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、専属専任媒介契約を解除することができます。
 - 一 前項第1号又は第2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

二 前項第3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

三 前項第4号の確約に反する行為をした場合

3 乙が前項の規定により専属専任媒介契約を解除したときは、甲に対して、約定報酬額に相当する金額（既に約定報酬の一部を受領している場合は、その額を除いた額とします。なお、この媒介に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除きます。）を違約金として請求することができます。

三(1)31の前に次の柱書を加える。

乙は、3に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

三(1)中8を6とし、3を4とし、1を1とし、2の次に次のように加える。

3 成約に向けての乙の義務

一 乙は、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて積極的に努力します。

二 乙は、目的物件の売買又は交換の申込みがあったときは、甲に対し、遅滞なく、その旨を報告します。

三(2)第五条の見出し中「業務」を「義務等」に改め、同条中「契約の相手方との契約条件の調整等を行

い、契約の成立に向けて努力をするとともに」を「前項に掲げる義務を履行するとともに」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

乙は、次の事項を履行する義務を負います。

- 一 契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて積極的に努力すること。
- 二 目的物件の売買又は交換の申込みがあつたときは、甲に対して、遅滞なく、その旨を報告すること。
- 三 ②中第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。

(反社会的勢力の排除)

第18条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと。
- 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力でないこと。

- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、一般媒介契約を締結するものでないこと。

四 一般媒介契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 一般媒介契約の有効期間内に、甲又は乙が次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、一般媒介契約を解除することができます。

一 前項第1号又は第2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合

二 前項第3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

三 前項第4号の確約に反する行為をした場合

3 乙が前項の規定により一般媒介契約を解除したときは、甲に対して、約定報酬額に相当する金額（既に約定報酬の一部を受領している場合は、その額を除いた額とします。なお、この媒介に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除きます。）を違約金として請求することができます。

第二条 標準媒介契約約款を次のように改める。

一 (一) 備考*4中「第15条の8」を「第15条の10」と改める。

一(1)中6を7とし、3から5を一つずつ繰り下げ、2の次に次のように加える。

3 建物状況調査を実施する者のあつせんの有無 (有・無)

一(2)中第十八条を第十九条とし、第六条から第十七条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

(建物状況調査を実施する者のあつせん)

第6条 乙は、この媒介契約において建物状況調査を実施する者のあつせんを行うこととした場合にあつては、甲に対して、建物状況調査を実施する者をあつせんしなければなりません。

二(1)1備考*4中「第15条の8」を「第15条の10」に改める。

二(1)中6を7とし、3から5を一つずつ繰り下げ、2の次に次のように加える。

3 建物状況調査を実施する者のあつせんの有無 (有・無)

二(2)中第十七条を第十八条とし、第六条から第十六条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

(建物状況調査を実施する者のあつせん)

第6条 乙は、この媒介契約において建物状況調査を実施する者のあつせんを行うこととした場合にあっては、甲に対して、建物状況調査を実施する者をあつせんしなければなりません。

三(1)中9を10とし、5から8を一つずつ繰り下げ、4の次に次のように加える。

5 建物状況調査を実施する者のあつせんの有無 (有・無)

三(2)中第十九条を第二十条とし、第七条から第十八条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

(建物状況調査を実施する者のあつせん)

第7条 乙は、この媒介契約において建物状況調査を実施する者のあつせんを行うこととした場合にあっては、甲に対して、建物状況調査を実施する者をあつせんしなければなりません。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。